

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

目

次

- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）----- 1
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）----- 6
- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）（抄）----- 8

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員
- 十七 総合科学技術会議の常勤の議員
- 十八 原子力委員会委員長
- 十八の二 再就職等監視委員会委員長

- 十九 証券取引等監視委員会委員長
- 二十 公認会計士・監査審査会会長
- 二十一 中央更生保護審査会委員長
- 二十二 宇宙開発委員会委員長
- 二十三 社会保険審査会委員長
- 二十四 削除
- 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
- 二十六 原子力委員会の常勤の委員
- 二十七 原子力安全委員会の常勤の委員
- 二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
- 二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員
- 二十九 証券取引等監視委員会委員
- 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
- 三十一 地方財政審議会委員
- 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
- 三十三 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
- 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
- 三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員
- 三十六 労働保険審査会の常勤の委員
- 三十七 社会保険審査会委員
- 三十八 運輸審議会の常勤の委員
- 三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員
- 四十 削除
- 四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
- 四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
- 四十三 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
- 四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第

五十九号)に定める裁判官の秘書官(以下「秘書官」という。)

四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官

四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員

四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員

五十二 食品安全委員会の非常勤の委員

五十三 原子力委員会の非常勤の委員

五十四 原子力安全委員会の非常勤の委員

五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員

五十六 国会等移転審議会委員

五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

五十七の四 再就職等監視委員会委員

五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員

六十 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

六十一 電波監理審議会委員

六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員

六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員

六十四 労働保険審査会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

六十六 運輸審議会の非常勤の委員

六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員

六十八 削除

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十 中央選挙管理会の委員

七十の二 政治資金適正化委員会の委員

七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

七十二 日本学術会議会員

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四 国会職員

七十五 国会議員の秘書

(内閣総理大臣等の給与)

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員(以下「内閣総理大臣等」という。)の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当(国会議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)とする。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十三万五千円

二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十一万千円

三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十一万千円又は百六万六千円

3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十一万二千円、百四十四万八千円又は七十八万四千円、公使にあつては七十八万四千円とすることができる。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受

ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第四条 第一条第十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万五千三百円」とあるのは「六万八千円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の三 秘書官の地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

（非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与）

第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。）には、一般職給与法第二十二條第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする。

附 則

1・2 略

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万三千円を超えない

範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 略

5 平成二十一年六月に支給する内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当に関する第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）（抄）

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものと並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべ

き扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（非常勤職員の給与）

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条から第六条まで及び第八条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の一部施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

第四条 一部施行日の前日から引き続き内閣総理大臣等である者で、当該特別職の職員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日（任期の定めのある特別職の職員にあつては、同日又は一部施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日）までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額（以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 一部施行日以降に新たに内閣総理大臣等となつた者（前項に規定する者を除く。）について、任用の事情等を考慮して前二項

の規定による俸給を支給される特別職の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該特別職の職員には、総務大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第五条 前条の規定による俸給を支給される特別職の職員（秘書官を除く。）に関する第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「一般職給与法」とあるのは、「一般職給与法第十一条の三第二項中「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」とあるのは「百分の十二」と、一般職給与法」とする。

第六条 第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第四条第二項前段の規定の適用を受ける特別職の職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき六万八千円を超え六万九千二百円以下であるものに対する第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条第二項後段の規定の適用については、当該特別職の職員が一部施行日から引き続き同項前段の規定の適用を受ける間は、同項後段中「六万八千円」とあるのは、「六万九千二百円」とする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。